

# CRooM-act-コンディショニングセンター利用規則

## 第1条（名称及び所在地）

名称： CRooM-act-コンディショニングセンターと称する。（以下、本施設とする。）

住所： 岩手県奥州市江刺愛宕境畑 143-3

## 第2条（目的）

本施設は、子どもから大人まですべての世代の人がスポーツを愉しむための体づくりや日頃のケアを行うことのサポート・提案をすること、また、体を動かしながら英語を身につける「SPOLINGO（スポリングゴ）」を通して会員が英語に親しみを感じることを、さらには託児室「ぐるぐのおへや」の併設によって幼少期から豊かな感性を磨くことを目的とします。

## 第3条（運営）

本施設の運営・管理（会員資格の取得・喪失・変更、会費・諸費用の収受、利用規則の制定・改訂の決定手続きを含む）はCRooM-act-（以下、当方）が行います。

## 第4条（入会・利用資格）

本施設に入会できる方は以下の条件を満たす方とします。

- ① 下記第5条に定める各会員の種類、各コースの要件を満たし、当方の活動趣旨に賛同し、本規則を承諾した方。
- ② 暴力団構成員及びこれに準ずる団体及び反社会団体に関与していない方、また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないことを確約できる方、および当方が適当と認める方。なお入会後にこれらの団体への関与や不当な要求行為が判明した場合は、判明した時点で退会していただきます。
- ③ 医師等に運動・外出を禁止されておらず、当施設を健康的に利用できると申告できる方。
- ④ 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有しない方。
- ⑤ 感染症に罹患している方、またはその疑いがある方は本施設を利用できません。
- ⑥ 学生（幼児・児童・生徒）が会員である場合、本人の健康状態に関わらず、在籍する学校・学級・学年において閉鎖措置（学級閉鎖等）が実施されている期間は、本施設を利用することはできません。
- ⑦ 本規則第8条、第9条、第20条を遂行できる方。

## 第5条（利用対象者）

会員、託児室の利用対象は以下に定めます。

- ・パーソナルトレーニング会員
  - ① キッズ会員：小学生
  - ② ジュニア会員（Aプラン・Bプラン）：中学生、高校生
  - ③ レギュラー会員（Aプラン・Bプラン）：18歳以上
- ・スポリングゴ会員：小学生
- ・託児室「ぐるぐのおへや」：2か月～小学生

## 第6条（ビジター）

- ① 会員以外の方（以下「ビジター」とする）も、第5条に定める各コースの要件を満たし、かつ当方が認めた場合に限り、本施設を利用することができます。
- ② ビジター利用を希望する者は、当方指定の予約システム（Air リザーブ）より予約を行うものとし、支払いは予約時のオンライン決済（クレジットカード等）を原則とします。決済が完了した時点で予約確定となります。
- ③ ビジターは、来店受付時に「ビジター利用申請書」に必要事項を記入・提出するものとします。
- ④ 「ビジター利用申請書」の有効期間は、提出した日が属する年度内（3月31日まで）とします。年度が更新された後の初回利用時には、再度申請書の提出が必要です。
- ⑤ ビジター予約のキャンセル・変更は、予約システム上で定められた期限内であれば、システムを通じて行うことができます。この場合に限り、決済の取り消し（返金）処理を行います。

- ⑥ 前項の期限を過ぎたキャンセル、および無断欠席については、理由の如何を問わず利用料金の100%をキャンセル料として徴収し、返金は一切行いません。
- ⑦ 通信環境の不具合、端末の故障等、利用者の環境に起因して予約や決済が完了しなかったことにより生じた損害について、当方は責任を負いません。
- ⑧ ビジターは、本施設利用に際し、本規則を遵守するものとします。

## 第7条（入会手続き）

- ① 本施設に入会を希望する方は、「電話」「LINE 公式アカウント」（以下、公式 LINE）から問い合わせの上、フロントにて所定の手続き(身分証明書の提示、入会申込書の提出等)を行い、定める入会金・入会諸費用をお支払いいただきます。
- ② 入会者本人が18歳未満または高校生の場合は、本人と保護者の連名で入会届の提出をしなければなりません。この保護者は、本規則に基づく責任を本人と連帯して負い、本規則第20条、第21条、第22条に同意したものとします。

## 第8条（会員資格の有効期間と更新）

- ① 本施設の会員資格の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
- ② 会員は、次年度も継続して利用を希望する場合、当方が定める期間内（原則として毎年3月～4月頃）に「会員更新届」を提出しなければなりません。
- ③ 前項の手続きが期間内に行われない場合、特段の事情がない限り、当該年度末日をもって会員資格を喪失（退会）したものとみなします。
- ④ 更新時においては、改めて最新の利用規則への同意、および登録情報（連絡先・健康状態等）の確認を行うものとします。

## 第9条（入会金・月会費・休会料・利用料）

- ① 本施設を利用する方は、当方が定める諸費用を所定の方法で支払わなければなりません。納入された諸費用は、法令に基づき返還が義務付けられる場合、または当方が特別に認める理由がある場合を除き、原則として返還いたしません。
- ② 会員は、原則毎月10日までに月会費等を支払わなければなりません。10日（10日が休業日の場合、前営業日）までに支払い不可能の場合、当方スタッフに直接または電話または公式 LINE にて申し出、承認を得る必要があります。

## 第10条（休会）

- ① 会員は、別に定める休会手続きを行うことにより、本施設を休会することができます。
- ② 休会届は、当方所定の用紙に記入の上、休会を開始する月の前月20日（20日が休業日の場合、前営業日）までに提出しなければなりません。
- ③ 休会期間は1回の手続きにつき最長6ヶ月までとし、休会継続を希望する場合は再度手続きを行うものとします。
- ④ 休会期間中は、当方が別に定める「休会料」を支払うものとします。
- ⑤ 会員は休会期間中であっても、当方に申し出ることによりいつでも施設利用に復帰することができます。ただし、復帰日（月の初日、中旬、末日等）に関わらず、復帰した月については、その会員種別の月会費全額を支払わなければなりません。
- ⑥ 納入された休会料については、前項の復帰に伴う差額充当や、理由の如何を問わず返還はいたしません。
- ⑦ 休会期間中は、会員限定のメニュー閲覧サイト等、付随するデジタルサービスへのアクセスおよび利用はできません。
- ⑧ 休会期間終了後は、第5項の手続きを経て会員復帰・予約再開をすることができます。
- ⑨ 会員が休会または退会の手続きを完了せず、3か月以上にわたり店舗利用および連絡がない場合であっても、会員資格は継続しているものとみなし、当方は未納分の月会費を遡って請求できるものとします。

## 第11条（退会）

- ① 会員は、別に定める退会手続きを行うことにより、本施設を退会することができます。

- ② 退会届は、当方所定の用紙に記入の上、退会する月の前月 20 日（20 日が休業日の場合、前営業日）までに提出しなければなりません。
- ③ 退会時に未納の会費等がある場合は、これを直ちに完納するものとします。
- ④ 会員資格は、退会届に記載された末日をもって喪失します。なお、一度退会した後に再入会する場合は、改めて入会手続きを行い、入会金を支払わなければなりません。

## 第 12 条（会員資格停止及び除名）

- ① 当方は、会員が以下の項目に該当すると認めた場合は、会員資格の停止または除名をすることができます。
  - (1) 会員費・諸費用を 3 か月以上滞納し、当方からの督促に応じないとき
  - (2) 本施設の設備、備品を故意または重大な過失により破損したとき
  - (3) 本規則、その他当方が定める規則に違反したとき
  - (4) 本施設の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
  - (5) 入会書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
  - (6) 他の利用者やスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、公序良俗に反する行為等、会員としてふさわしくない言動があったとき
  - (7) その他、当方が会員として不適当であると認めたとき
- ② 資格を停止された会員は、当方が定める手続きを行い、滞納分を含む未納金全額および当方指定の事務手数料を支払うことで、資格を復帰することができます。
- ③ 除名された会員は、除名時点で発生している未納金および諸費用を直ちに完納する義務を負います。また、当方が特別に認める理由がない限り、その後一切の本施設の利用および立ち入りを禁じます。

## 第 13 条（会員資格の喪失）

会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その会員資格を喪失します。

- ① 退会したとき
- ② 除名されたとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 第 8 条に定める会員更新手続きを、指定の期間内に行わなかったとき（当該年度末日をもって喪失とする）
- ⑤ 本施設が完全閉鎖されたとき

## 第 14 条（会員カードの交付・会員資格の譲渡禁止）

- ① 当方は、パーソナルトレーニング会員に対し会員カードを交付します。会員カードは、本人以外が使用することはできず、第三者に貸与または譲渡することはできません。
- ② パーソナルトレーニング会員は本施設を利用する際、会員カードを提示するものとします。会員カードを紛失または破損した場合には、速やかに当方に届け出て、当方指定の再発行手数料を支払った上で再発行を受けるものとします。
- ③ 本施設のすべての会員資格は、その本人（または登録された保護者・児童）のみに有効であり、その資格を第三者に譲渡、貸与、または名義変更することはできません。

## 第 15 条（コース変更）

- ① 会員は、所定の手続きをすることで、加入しているコースやプランの変更をすることができます。
- ② コース変更を希望する会員は、当方所定の用紙に記入の上、変更する月の前月 20 日（20 日が休業日の場合、前営業日）までに提出しなければなりません。
- ③ コース変更届は、当スタッフに申し出ることによって交付されます。
- ④ パーソナルトレーニング会員は、契約プラン（回数等）を変更することができますが、変更後 3 か月間は再変更をすることができません。ただし、転居、怪我、その他当方が認めるやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ⑤ パーソナルトレーニング会員およびフリースペースにおいて、各月の利用回数を消費しきれなかった場合、その未利用分を翌月以降に持ち越すことはできません。

## 第 16 条（予約・キャンセル・時間変更）

本施設を利用する方は、所定の方法にて予約・キャンセル・時間変更することができます。

- ① 原則、予約希望日の前営業日・営業時間内までに所定の方法で予約・キャンセル・時間変更をしなければなりません。
- ② 「電話」「公式 LINE」「店頭で直接」のいずれかで予約・キャンセル・時間変更することができます。
- ③ 予約前営業日の営業時間内までは、「電話」「公式 LINE」「店頭で直接」のいずれかでキャンセル・時間変更することができます。
- ④ 緊急を要する当日の予約、または、キャンセルの場合、「電話」「公式 LINE」から連絡をお願いします。当日キャンセルの場合には、振替予約は不可とし、その月のフリートレーニングまたはパーソナルトレーニング 1 回分を消費するものとします。ただし、天災地変、公共交通機関の不通、その他利用者の責めに帰すべきでないやむを得ない事由があると当方が認めた場合、および当方都合による当日キャンセルの場合は、振替予約が可能です。
- ⑤ 遅刻する場合、「電話」「公式 LINE」から連絡をお願いします。遅刻時の終了時間は、予約通りとなります。（予約時間から 30 分以上経過し、連絡がない場合は、当日キャンセルとします。）
- ⑥ ビジター利用を希望する者は、当方指定の予約システム（Air リザーブ）より予約を行うものとし、支払いは予約時のオンライン決済（クレジットカード等）を原則とします。決済が完了した時点で予約確定となります。
- ⑦ ビジター予約のキャンセル・変更は、予約システム上で定められた期限内であれば、システムを通じて行うことができます。この場合に限り、決済の取り消し（返金）処理を行います。
- ⑧ 前項の期限を過ぎたキャンセル、および無断欠席については、理由の如何を問わず利用料金の 100% をキャンセル料として徴収し、返金は一切行いません。
- ⑨ 通信環境の不具合、端末の故障等、利用者の環境に起因して予約や決済が完了しなかったことにより生じた損害について、当方は責任を負いません。

## 第 17 条（会員の種類の変更及び料金改定）

当方は、第 24 条に定める手続きに基づき、会員の種類の変更及び料金改定を行うことができます。

## 第 18 条（休業）

- ① 本施設は、原則として木曜日を定休日とし休業します。このほか、施設補修や当方の都合、年末年始、夏季休暇等により臨時休業する場合があります。
- ② 休業に関するお知らせは、SNS やホームページ、公式 LINE 等を通じて発信します。ただし、施設安全管理のため緊急を要する場合は、事前の告知なく全館または一部施設を休業することがあります。
- ③ 上記の事由による休業、および次条の施設閉鎖・制限により利用回数が減少した場合であっても、原則として会費の返還は行いません。

## 第 19 条（施設の閉鎖・利用制限等）

本施設は、以下の事由により本施設の一部または全部を閉鎖あるいは臨時休業することができ、この場合、会員は当方に対して損害賠償等の請求を行うことはできません。

- ① 地震・台風・洪水・その他異常気象、近隣での事故・事件、その他本施設での業務遂行に支障をきたすとき
- ② 施設の改修工事実施のとき
- ③ 法令の制度改廃・行政指導・社会経済の著しい変動があったとき
- ④ その他、閉鎖あるいは臨時休業の必要があると認められたとき

## 第 20 条（利用者の振る舞い）

本施設の利用者として、以下の条項を遵守していただきます。

- ① 挨拶をすること。
- ② 他の利用者と同様コミュニケーションを心がけ、暴言、暴挙、嫌がらせ、誹謗中傷その他迷惑行為を行わないこと。
- ③ 施設・設備を利用した後は、速やかに消毒・清掃を行い、清潔を保つこと。
- ④ 施設・設備を誤って破損した場合は、速やかに当方へ申し出ること。

- ⑤ 設備等は譲り合って利用すること。
- ⑥ 本施設の規則およびスタッフの指示を遵守すること。
- ⑦ 施設内での撮影や SNS 等への掲載については、当方の指示に従うものとし、他の利用者の写り込み等、プライバシーを侵害しないよう細心の注意を払うこと。

## 第 21 条（飲酒・喫煙）

営業時間内、および本施設敷地内（駐車場を含む）での飲酒・喫煙は一切禁止します。

## 第 22 条（事故責任）

- ① 本施設の利用者は、本施設におけるすべての行為に自己責任を負います。
- ② 当方は、本施設内で生じた怪我・盗難・会員同士のトラブル・その他の事故に関して、当方の故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- ③ 万が一、当方の過失により損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は当方が受領した会費等の額を上限とします。

## 第 23 条（個人情報の保護と管理）

- ① 当方は、取得した会員の個人情報を以下の目的で利用し、適切に管理します。
  - (1) 予約管理、入退会手続き、および会費等の請求・入金確認のため
  - (2) トレーニングメニューの作成、指導、および体調管理に関する助言のため
  - (3) 当施設からのイベント案内、ダイレクトメール等の送付、および緊急時の連絡のため
  - (4) サービス向上を目的としたアンケートの実施、および統計データの作成のため
- ② 当方は、法令に基づく場合を除き、会員の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
- ③ ダイレクトメールの送付を希望しない利用者は、当方に申し出ることで送付を停止することができます。
- ④ 会員は、登録内容に変更があった場合、速やかに当方所定の手続きにより変更の届け出を行うものとします。

## 第 24 条（規則改訂）

- ① 当方は、必要と認めた場合、本規則、細則、および諸規定を改訂することができます。
- ② 当方は、本規則等を改訂する場合、改訂後の内容および効力発生時期を、ホームページ、SNS への掲載、または店頭への掲示その他適切な方法により、効力発生日の 14 日前までに周知するものとします。
- ③ 前項の周知期間経過後に、会員またはビジターが本施設を利用した場合には、改訂後の規則等に同意したものとみなします。

## 第 25 条（細則）

- ① 入会金、会費、および施設利用料等の諸料金については、当方が別に定める料金表（細則）によるものとします。
- ② 支払い方法は、現金、PayPay、または当方指定の予約システムを通じたオンライン決済（クレジットカード等）とします。
- ③ 利用者は、消費税法に基づき、諸料金等に係る消費税額を負担するものとします。なお、一度納入された諸料金等は、本規則に特別の定めがある場合を除き、理由の如何を問わず返還いたしません。
- ④ 当方は、必要と認めた場合、本細則を改訂することができます。改訂の手続きおよび効力は、第 24 条（規則改訂）の定めに従うものとします。

## 第 26 条（附則）

2018 年 8 月 8 日施行、2019 年 11 月 1 日改定・施行  
2021 年 4 月 1 日改定・施行、2021 年 12 月 1 日改定・施行  
2025 年 2 月 1 日改定・施行、2026 年 4 月 1 日改定・施行

